

公共工事等における 新技術活用システム 登録から活用まで

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課

課長補佐 かげ ひでき 鹿毛 英樹

1. はじめに

国土交通省では、公共工事において品質・安全の確保、環境の保全、コスト縮減などを図り、良質な社会資本整備を着実に進めるため、優れた技術を持続的に創出、活用することを目的に、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき「新技術情報提供システム（NETIS）」を構築しています。

NETISは、インターネットで運用される国土交通省のデータベースシステムで、NETIS登録技術を一般に公表しています。

2. 新技術の登録

技術開発者によるNETISへの登録申請の受付は、地方整備局の技術事務所等の相談窓口で受け付けています。技術開発者にて作成した登録申請書類について、書類の不備がないこと、申請された技術が新技術であること、知的財産権の有無などの確認を行い、相談窓口にて受理した技術を登録しています。

NETISには「申請情報」として、登録申請書類に記載されている技術的事項および経済性等の

事項に関する情報等を掲載します。

NETIS（申請情報）に登録された場合には、登録記号「-A」が付与されます。

3. 四つの活用型式

NETIS（申請情報）に登録された新技術は、四つの型の活用方式で活用されます。

- ① 発注者指定型：直轄工事における現場ニーズ、行政ニーズにより必要な新技術を発注者の指定により活用する型
- ② 施工者希望型：入札契約の総合評価方式における技術提案または契約締結後における施工者からの技術提案申請に基づき、施工者が新技術を活用する型
- ③ 試行申請型：事後評価未実施技術を対象に、NETIS申請者の試行申請に基づき試行を行う型
- ④ フィールド提供型：現場ニーズ等により、各地方整備局等がNETIS申請者からの新技術提案募集を行い、フィールドを提供し、活用する型

4. 新技術活用の推移

新技術活用率（新技術を活用した工事件数を総

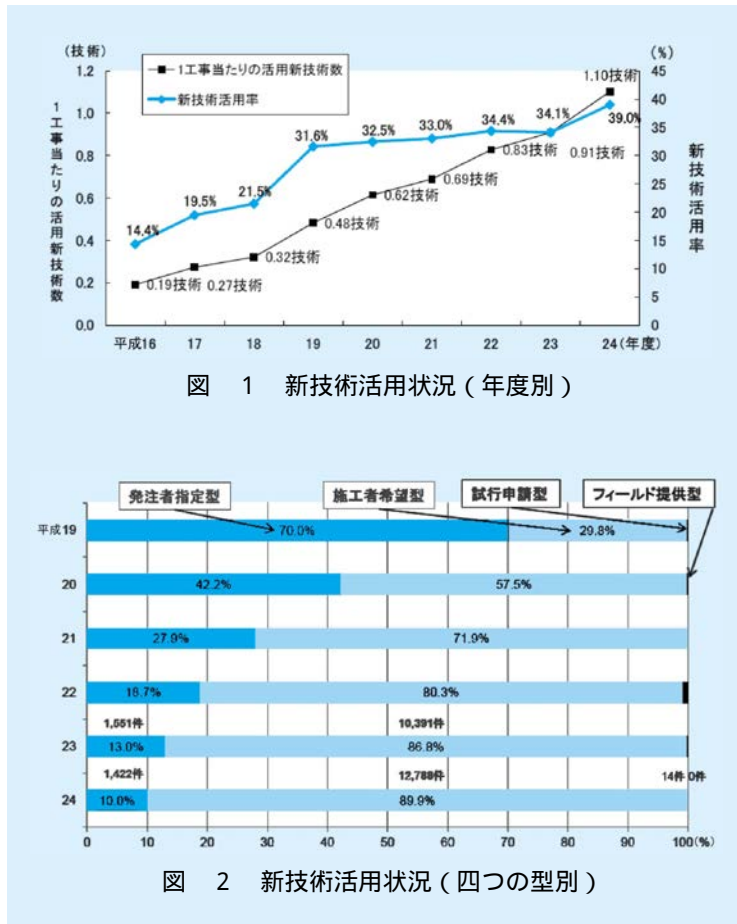


図 1 新技術活用状況（年度別）

図 2 新技術活用状況（四つの型別）

工事件数で除したものは、平成24年度では39.0%となり、5年連続で30%以上となっています。

また、1工事当たりの活用技術数は1.10技術となり、増加しています。

四つの活用型式別では、「施工者希望型」が増加しており、平成24年度では89.9%となっています。

「施工者希望型」の割合が増加してきた要因は、施工者による新技術の活用を促進するため、入札契約および施工時にインセンティブを与える取り組みの効果と考えられます。

- ① 入札契約の総合評価方式において、入札参加者が新技術に関する技術提案を行った場合に加算
- ② 工事施工時において、施工者からの提案により、直轄工事で新技術を活用した場合に、工事成績評定を加算

5. 活用効果調査

新技術を活用した全ての直轄工事等では、活用効果調査を行います。

活用効果調査は、行程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境等の技術的事項および経済性について、当該技術の適用範囲において従来技術との比較を行い、主として技術の優位性の確認を行います。

新技術活用後には、受注者および発注者にて活用効果調査表を作成し、発注者にて活用効果調査表の収集を行います。新技術の事後評価は、活用効果調査をもとに評価しますので、活用効果調査表の作成は重要な調査です。

6. 新技術の事後評価

直轄工事現場での活用が進み、活用効果調査表が5件以上収集された場合は、活用効果評価を行います。

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価します。

新技術活用の事後評価は、大学、産業界、研究機関等の有識者委員および整備局等の委員で構成する地方整備局ごとの「新技術活用評価会議」にて、審議し活用効果評価を行います。

NETISには「評価情報」として、新技術活用評価会議による事後評価結果に関する情報を掲載します。

事後評価後に、NETIS（評価情報）を登録された場合には、登録記号「-V」が付与されます。

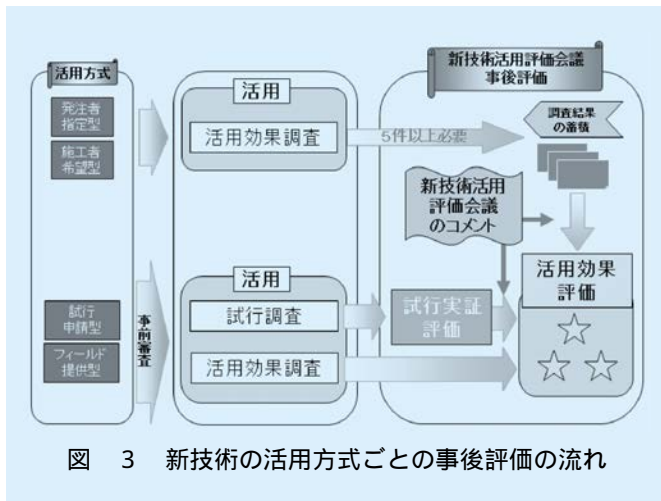


図 3 新技術の活用方式ごとの事後評価の流れ

が選定されています。

有用な新技術は、設計業務における概略設計・予備設計・詳細設計の各段階において、積極的に活用するための検討を行うこととしています。

「設計業務等共通仕様書（案）抜粋」

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。
また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

また、有用な新技術は「暫定歩掛等」を作成することとしており、発注者指定にて活用する場合において、受発注者の積算の効率化を図っています。

国土交通省においては、有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、今後もNETISの効率的な運用を図りますので、工事現場における新技術の活用をお願いします。

NETIS（新技術情報提供システム）HP

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/newindex.asp>

7. 有用な新技術の活用促進

事後評価の結果が優秀な技術については、有用な新技術として指定し、活用の促進を図ります。

地方整備局等の新技術活用評価会議にて、「設計比較対象技術」「小実績優良技術」「活用促進技術」の有用な新技術の選定を行います。この有用な新技術のうち評価会議が推薦する技術等から、本省の新技術活用システム検討会議が「推奨技術」「準推奨技術」の選定を行います。

平成25年5月現在で、有用な新技術は348技術

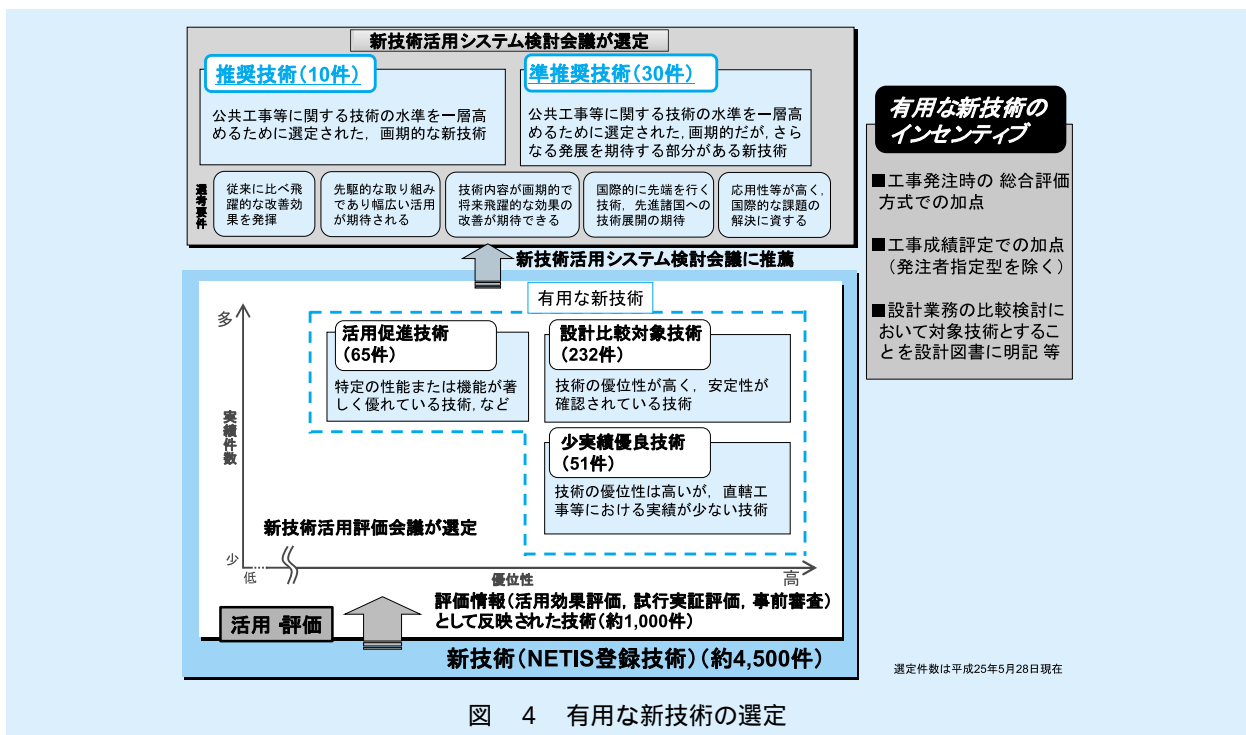


図 4 有用な新技術の選定

選定件数は平成25年5月28日現在